

議会規程第1号
令和8年1月1日

砂川市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程をここに公表する。

砂川市議会議長 多比良 和伸

(別 紙)

砂川市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

砂川市議会委員会傍聴規程（平成30年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下「傍聴人」を「以下「傍聴希望者」に改め、同条第2項中「傍聴人が」を「傍聴希望者が」に、「傍聴する者」を「委員会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の代表者又は責任者は、当該団体の加入者で傍聴希望者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯することとし、委員長は、必要と認めるときは、当該名簿の提出を求めることができる。

第6条第1号中「もの」を「物」に改め、同条第3号中「前各号に定める者のか、委員会」を「その他委員会」に、「人に」を「他人に」に、「及ぼすと」を「及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第6条に次の2項を加える。

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴希望者に対し、職員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
3 委員長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条を次のように改める。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （1） 静粛にすること。
- （2） 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- （3） 携帯電話等の通信機器（以下この号において「情報通信機器」という。）その他音を発する機器の電源を切り、又は音を発しない状態にすること。ただし、報道関係者が報道を目的とし、他人に迷惑をかけることなく情報通信機器等を使用する場合を除く。
- （4） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （5） その他委員会室の秩序を乱し、委員会を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第8条の見出しを「（写真の撮影、録音、録画及び放送等の禁止）」に改め、同条本文中「写真及び動画を撮影し、又は録音」を「写真の撮影、録音、録画及び放送等」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「議会事務局職員」を「職員」に改める。

第10条第1項中「速やかに」を「直ちに」に改め、同条第2項中「その傍聴人を」を「これを」に改める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。